

竹本本人訴訟が開催！

10月9日、10時から大阪地裁708号法廷において竹本本人訴訟の証人尋問が開催されました。開催にあたり多くの分会組合員をはじめ、他分会・OBの皆さん、さらに杉沢新幹線地本書記長も傍聴に駆けつけて頂きました。他方、被告会社側は12月3日開催の前田本人訴訟の証人尋問に証人として出廷する管理者を含め多くの現場管理者が傍聴に来ていました。

原告竹本(弁護士)が斬る！

原告竹本さんは被告会社の証人として出廷した高田助役、坂下助役、早水助役、岡助役(当時)、雨川助役(当時)、新田助役(当時)に対して、それぞれの確に反対尋問を展開し、原告としての竹本さんへの主尋問・反対尋問に於いても会社の恣意的なボーナスカットの実態を堂々と主張してきました。

社員と管理者の間に軋轢はなかった！

原告竹本さんからの被告高田証人、被告坂下証人への反対尋問において、助役が非違行為として報告した内容が期末手当のカット理由になっていることについて、職場において竹本本人と管理者の間で軋轢が生じたことがあるのか？注意指導するときにはためらったり躊躇したことがあるのか？との尋問に高田助役、坂下助役両証人共「ありません」とキッパリと証言しました。

この間、大二運分会や他分会は、期末手当のカットに対して苦情処理会議で明らかになったカット理由を当該組合員の要望にこたえて組合掲示板に掲出してきました。しかし、掲出する度、会社は「協約違反」と言うだけで一方的に撤去していきました。そのことについて会社の主張は、カット理由が明らかになると職場で管理者と社員との間に軋轢が生じる、注意指導するときには管理者が躊躇するというものでした。しかし、現実とは全く違うことが明らかになりました。

判決 2016年1月25日13時10分

午前・午後と長時間に亘り奮闘された竹本さん大変ご苦勞様でした。
また、傍聴参加の多くの仲間の皆さんありがとうございました。
今後も前田本人訴訟、共同本人訴訟と闘いは続きます。理不尽な会社からの攻撃に抗して力を合わせて頑張ってください。

前田本人訴訟(証人尋問) 12月3日10時～

大阪地裁815号法廷に結集しよう！